

入札説明書

令和7年札幌市告示第1096号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年3月14日

2 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎2階

札幌市財政局税政部税制課税制係

電 話 011-211-2282

ファックス 011-218-5149

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンターびん・缶・ペットボトル収集運搬業務（単価契約）
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和7年4月14日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法 単価で行う。入札金額は、1㎡あたりの単価を記載し、この単価は、1円未満3桁まで記載できることとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、小数点第4位以下を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（単価）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」の中分類「再生資源」又は、大分類「一般サービス業」の中分類「廃棄物処理業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著

しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」で、びん・缶・ペットボトルの回収が可能である者。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2の場所及び札幌市財政局のホームページ上に掲載。

(HP アドレス <https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>)

なお、上記2の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (2) 入札書の提出先及び提出期限

札幌市財政局税政部税制課税制係（札幌市中央区北1条西2丁 市役所本庁舎2階）
令和7年（2025年）3月24日(月)午後5時15分（必着）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、「令和7年3月25日午前10時00分開札 札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンターびん・缶・ペットボトル収集運搬業務 入札書 在中」の旨を記載し、上記(2)あてに提出期限までに提出すること。

イ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。
外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記(2)あてに送付すること（提出期限必着）。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年3月19日(水)午前8時45分までの間で提出すること（必着）。

ウ 回答書の閲覧

令和7年3月19日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市財政局のホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、上記(2)の提出期限までに委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年（2025年）3月25日午前10時00分

札幌市役所本庁舎2階税政部会議室（札幌市中央区北1条西2丁）

(9) 開札

ア 開札は、上記5(8)の場所において行う。入札者又はその代理人は立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の

範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札についても、郵送又は持参による。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市財政局のホームページ上に掲載する。

(HP アドレス <https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>)

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

- ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙３）
- イ 競争参加資格認定通知書の写し
- ウ 廃棄物再生事業者登録書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

- ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその５日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して１０日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。